

平成27年9月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成27年9月10日(木) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者34名

1番 山崎 清弘	3番 桑原 壽	4番 棒引 昭治
6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 更井 寛司	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅
12番 皿田 功	13番 田渕 宏	14番 中山 敏久
15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一	17番 泉 雅行
18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 青木 登
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力
24番 寒川 加代子	25番 玉置 伸	26番 鈴木 直孝
28番 上中 悠司	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達
32番 長嶺 博司	33番 川井 洋之	35番 矢敷 勇氣男
36番 松本 忠巳	37番 峯園 五郎	38番 石谷 強
39番 蔭地 明一		

欠席者 2番 玉置 俊裕 5番 市橋 宗行 27番 溝口 健治
29番 坂本 茂久 34番 中村 洋子

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 岡内 伸午 主査 松平 忠敏
会議録署名委員 36番 松本 忠巳 37番 峯園 五郎

議 長 皆さん、こんにちは。台風も大変心配されましたが、こちらの方はほとんど被害がありませんでしたが、関東の方は大変被害が出ているようです。今国会で改正法案が成立いたしましたして、農業委員の選出方法が、公選制から、市町村長の選任制になります。また、農地利用最適化推進委員の新設が決定され、ほぼ原案どおりで成立した模様です。来年の4月から施行ということで、県内では紀の川市が最初に改正となるようです。田辺市は再来年の7月まで、このままの状態を進めて参りたいと思っております。

議 長 それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告がございます。事務局の説明をお願いします。

農振課 田上 皆様こんにちは、まず始めに農用地利用集積計画の合意解約から報告します。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は1,383㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成27年8月10日です。以上、報告させていただきます。

議 長 はい。ありがとうございます。まず、利用権の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございますので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上 続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、

田の757㎡、他5筆、合計3, 199㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、梅、みかん、期間は平成27年10月1日から平成28年9月30日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の242㎡の内109.77㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成27年10月1日から平成28年9月30日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の183㎡、他3筆、合計1, 332㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、貸借の梅、期間は平成27年10月1日から平成28年9月30日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 314㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、年間1万円、口座払い、期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 064㎡、他3筆、合計1, 670㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅と野菜、期間は平成27年10月1日から平成28年9月30日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の18, 961㎡の内3, 131㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年10月1日から平成33年9月30日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の644㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年10月1日から平成30年9月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の3, 818㎡の内、2, 700㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、年間2万円、口座払い、期間は平成27年10月1日から平成33年9月30日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 107㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日の更新です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の224㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成27年10月1日から平成32年3月31日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の242㎡、他4筆、合計854㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成27年10月1日から平成32年3月31日の新規です。合計11件、26筆、16, 284. 77㎡、貸手7名、借手11名です。この11件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長
〇〇番 委員
議 長
〇〇番 委員

はい。ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。5番までいずれも異議ございません。
はい、6番。
〇〇番〇〇です。若手ではがんばっている方でございます。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、7番。
〇〇番〇〇です。若手の農業者であります。異議ございません。8番は青年就農を受けている方で異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新で異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。11番も異議ございません。

議 長 はい、以上11件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、追加議案がございます。上程させてもらってよろしいでしょうか。
(はいの声あり。)

議 長 それでは追加議案について、事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上 農用地利用集積計画の合意解約を報告します。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の644㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成27年8月31日です。以上、報告させていただきます。

議 長 はい。ありがとうございます。まず、利用権の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、2番 玉置俊裕委員さん、5番 市橋宗行委員さん、27番 溝口 健治委員さん、29番 坂本 茂久委員さん、34番 中村洋子委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、36番 松本忠巳委員さん、37番 峯園五郎委員さん、よろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第4号農地の形状変更願について、報告第1号農地等売渡あっせん成立についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は528㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,065㎡、他1筆、合計1,528㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は538㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は125㎡、他11筆、合計2,145.47㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借10年間の設定です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は178㎡、他1筆、合計462㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇

〇〇〇、遺贈です。以上5件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現在、みかんを植えていますが、〇〇〇〇さんは青年で米や梅を作っているわけですが、引き続き、みかんを作るということで、異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。長男への贈与ということで異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番、5番について異議ございません。

議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請5件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は雑種地、面積は178㎡、他1筆、合計415㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は賃貸駐車場が415㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は用途外、隣接同意、水利同意は不要です。始末書でございます。当該地は平成18年に相続しましたが、それ以前より更地で、固定資産税も宅地として支払っていました。このような土地のおいても、工事をする際は農業委員会の許可が必要でありとは知らず、整地し駐車場にしてしまいました。このことについては誠に申し訳なく思っています。今後このようなことのないように厳重に注意しますので、何卒寛大なるご配慮をお願いします。この土地は都市計画用途地域内（第一種中高層住居専用地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,525㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅1棟12戸、342.84㎡、駐車場、通路が1,182.16㎡、合計1,525㎡、着工日、工事期間は許可の日より7か月以内、農用地の内外は用途外、隣接同意、水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（第一種中高層住居専用地域）にありますので、第3種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は400㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅1棟6戸、153.4㎡、駐車場、通路が246.6㎡、合計400㎡、着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は用途外、隣接同意、水利同意は不要で

す。この土地は都市計画用途地域内（第1種住居地域）にありますので、第3種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査の報告を行います。去る9月8日に〇〇〇〇委員、局長、係長と私の4名が、定刻の午前9時に〇〇〇〇地区に向けて出発致しました。当日は停滞前線や台風18号の影響が心配されましたが、体感温度は厚くもなく寒くもなく丁度いい気温でありました。用意した雨傘も開くことなく済みました。調査対象は4条3件、2条1件、形状変更3件の7件です。4条3件に共通する点は、農用地関係は用途外であること、隣接農地所有者並びに水利団体の同意が不要であることです。1番については、畑2筆、415㎡を賃貸駐車場に転用するもので、始末書にもありましたように、既に碎石を敷き詰め、トラロープで10か所に区切られておりました。隣接する土地は市道、宅地、山林に囲まれておりました。雨水の処理については西側に設置したU字溝で集水して、水路に流れ出るようになっております。地区内の道路幅員が狭く、駐車場の必要性が理解できる状況であり、問題はないものとしました。2番については、畑1筆、1,525㎡に共同住宅1棟12戸の建築を予定しております。また、駐車場として20台分の用地と進入路をアスファルト舗装により整備するための申請です。現状は緩やかな傾斜の休耕畑であり、隣接地は宅地と申請人が所有する畑、宅地、山林に囲まれています。宅地造成計画は最大62cmの切り取りを行って下げ、最大41cmの流用盛土により表面をならして北側に排水路、南側、西側にそれぞれU字溝を設置する予定です。排水は合併浄化槽で処理を行ったうえで排水路へ放流し、雨水はU字溝へ集水して排水路へ放流する計画です。以上のことから問題がないものと判断いたしました。3番については、畑1筆、1,079㎡を分筆し、その内の400㎡に共同住宅1棟6戸と駐車場及び通路を整備するための申請です。現状は市道と宅地に囲まれて一段低い所でありました。分筆した双方とも梅の成木があり、管理状況は行き届いているように見受けられました。この土地に35cmの盛土をして宅地造成を行い、木造2階建て6室の住宅と駐車場及び通路を整備する計画です。排水は合併浄化槽で処理を行い、雨水と共に既設の側溝へ放流する予定です。申請人は高齢のため、農業を続けていくことが至難な状況にあり、休耕にしておくことを避けるためと土地の有効利用を図るためのものであり、問題がないものと判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。第4条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員のお話のとおり、始末書もあり、異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1反半の畑になっておるわけですが、周りに農地がなく全て住宅地であります。消毒にも苦情が出てきておりますので、この機会に住宅にということで異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この物件については、今から約20年前の土地区画整理事業で整備した地域です。皆さん宅地にして貸す予定でしたが、この方は農地のままで置き、水利組合の分担金につきましては事業時に水利組合のへ支払っております。異議ございません。

議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請3件異議なしとのことでございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

岡内 係長 4ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は49㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、備考ですが、昭和30年代に自宅敷地内に井戸を掘る際、発生した土で畑を埋め、宅地の一部として使用していた。約60年前に農地法を知らず勝手に畑を埋めてしまいました。今後、このようなことのないように注意し、お詫びしますとのことであります。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。申請場所は〇〇〇です。現在は建物もなく、更地で1筆の宅地状態です。その一部が今回の申請地であり、隣接については全て宅地で、近隣者と地元委員さんの証明があり、問題ありません。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。ただ今の報告のとおりです。異議ございません。

議 長 ありがとうございます。議案第3号農地法第2条の規程による農地でない旨の証明願1件について、異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長 5ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が田、面積は1,099㎡の内、569㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土してみかん畑に変更したいであります。着工日、工事期間は許可日より1年以内、隣接同意、水利同意はございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は966㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して野菜畑に変更したいであります。着工日、工事期間は許可日より1年以内、隣接同意、水利同意はございます。3番、

土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は944㎡、他1筆、合計1,685㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して、梅、みかん畑に変更したいであります。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上3件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番については〇〇〇の裏手でございます。排水が悪いため、道路の高さまで盛土してみかん畑に変更したいということであります。残りの土地は既に盛土してみかん畑になっております。排水については自然浸透及び手掘り水路ということでございます。隣接、水利同意があり、問題ないと思います。2番については、1番の申請地の隣接でございます。ここも排水が悪いため、市道の高さまで盛土して野菜畑にしたいということであります。排水については自然浸透及び道路側溝へということであります。ここについても隣接同意と水利同意もあり、問題はないと思います。3番については、〇〇〇の裏手になります。現況は梅畑、水田で市道の高さまで、道路からは50cm引き、東、西の水路及び隣接地からは1mを引いて、1m盛土して湿害を改善して梅、みかん畑に変更したいということです。排水については自然浸透及び水路へということで、隣接同意と水利同意もあり、問題はないと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの言われたとおりです。1番、2番については、大雨が降れば水没するようなところで、盛土が必要な地域です。1番、2番、3番について異議ございません。

議長

はい、ありがとうございます。農地の形状変更願3件について、異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議長

それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長

6ページをお願い申し上げます。報告第1号農地等売渡あっせん成立です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,484㎡、他1筆、合計5,047㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日、価格は平成27年8月20日、400万円、あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の3人でした。以上1件、ご報告申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、このあっせんにつきましての顛末について、代表委員の方、よろしく申し上げます。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。8月10日、〇〇〇〇さん宅にてあっせんを行いましたところ、希望価格の400万円ということで成立いたしました。〇〇〇〇さんの家の近くの農地ということで、〇〇〇〇さんは若手の梅農家です。状態の良い畑なので良い人に受け継がれてよかったですと思います。以上で

- す。
- 議 長 はい、ありがとうございます。どうもご苦労様でした。報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。それではその他の案件です。8月の県農業会議提出案件の4条4件、5条13件について全て無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。
- 〇〇番 委員 南紀用水への支払期限についての質問あり。
議 長 他にないようございましたら、事務局からお願いします。
岡内 係長 土地対策課及び本宮行政局総務課地籍係から地籍調査の結果についての協議を報告する。
- 松平 主査 農地相談1件についての説明あり。
愛須 局長 わかやまの棚田・段々畑サミットへの参加者募集と8月11日に記者発表した「守ります。まちと優良農地」の内容についての説明あり。
- 県農業会議 向井 指導員 県農業会議農業者年金総合指導員の向井氏から農業者年金の説明あり。
議 長 他に何かございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようございましたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございました。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後3時51分終了